

意見書案第 1 号

東名高速道路豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）実現へ向けた支援を
求める意見書

新城市議会会議規則（平成 17 年新城市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、
この意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年 12 月 20 日提出

提出者	新城市議会議員	竹 下 修 平
	〃	小野田 直 美
	〃	中 西 宏 彰
賛成者	新城市議会議員	村 田 康 助
	〃	鈴 木 長 良
	〃	柴 田 賢治郎

理 由

この案を提出するのは、東名高速道路豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）
の早期実現へ向けた支援を図るため、国へ要望する必要があるからである。

東名高速道路豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）実現へ向けた支援を求める意見書

新城市は、愛知県の東部にあり、静岡県との県境に位置し、南部地域には高規格幹線道路の東名高速道路が通っている。

この付近のインターチェンジは、三ヶ日IC（静岡県）と豊川IC（愛知県）で、その間隔は17.8kmであり、我が国の高速道路における平均インターチェンジの間隔である約10kmの約1.8倍となっている。

隣接する豊橋市も含めこの地域には、4箇所の工業団地や運送業などの企業が立地しているが、高速道路インターチェンジへのアクセスに時間を要するため、インターチェンジ周辺地域と比べると、就業者数や事業所数などが少なく、生産性においても障壁となっている。

そのため、新城市としては、これらの課題を解決するため、新たなインターチェンジである「豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）」の設置を熱望する。

本市ではこれまで、豊橋市と共同でスマートインターチェンジの実現へ向けた計画検討・調整・調査を行ってきた。その結果、令和元年9月27日に国において、準備段階調査箇所への採択となった。

よって、国におかれましては、当地域の実情を賢察いただき、「豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）」の早期実現のため、引き続き下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）の早期実現へ向けた支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

愛知県 新城市議会

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿